

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

稻美町は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

稻美町長

## 公表日

令和7年12月3日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	<p>稻美町では、身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書、居住地氏名変更届、返還届、再交付申請書、申立書の受理及び記載内容確認</li><li>・手帳情報の確認</li><li>・手帳所持者の異動に伴う他市町村との照会回答</li></ul>
③システムの名称	障がい者福祉システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①番号法第9条第1項 別表20の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>1.情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・主務省令第2条の表第20、48、49、53、76、77、80、81、113、141、155の項</p> <p>2.情報照会の根拠 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稻美町国岡1丁目1番地 稻美町役場 経営政策部企画課	電話 079(492)-1212 代表
-----	---	---------------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稻美町国岡1丁目1番地 稻美町役場 健康福祉部地域福祉課	電話 079(492)-1212 代表
-----	---	---------------------

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

### 適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住記ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報に記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	---

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		申請者からの申請に基づき、同意のうえで特定個人情報を入手しているため、目的外の入手が行われることはない。そのうえで、申請書の記入を求める際には、事務に必要のない情報を入手することがないよう、手続きに必要な項目のみを記入するよう徹底している。また入手した特定個人情報については、職員による再確認を経たうえで身体障害者手帳の交付元へ進達することとしている。以上の対策を講じることにより、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	--	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	I-4-②	<p>(別表第二における情報提供の根拠)            ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項)            ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)            なし</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)            ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(8、9、11、12、15、16、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項)            ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12、19、30、31、44条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)            ①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(10、11、12、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項)            ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第9、10、14、27、38、55条</p>	事後	
平成31年3月15日	I-5-①	健康福祉部健康福祉課	健康福祉部地域福祉課	事後	
平成31年3月15日	I-5-②	健康福祉部健康福祉課長 井澤 尚昭	課長	事後	様式変更
平成31年3月15日	I-8	健康福祉部健康福祉課	健康福祉部地域福祉課	事後	
平成31年3月15日	II-1	平成27年3月31日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月15日	II-2	平成27年3月31日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月16日	I-4-②	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(8、9、11、12、15、16、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項)</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12、19、30、31、44条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(10、11、12、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項)</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第9、10、14、27、38、55条</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(8、11、12、15、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項)</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第7条、10条、10条の2、11条の2、13条の2、14条、19条、30条、31条、44条、55条、59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(10、11、12、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項)</p> <p>②別表第二の主務省令第9条、10条、10条の2、14、27、38、38条の2、55条の2、55条の3</p>	事後	
令和2年3月16日	II-1	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月16日	II-2	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月7日	I-4-②	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(8、11、12、15、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項)</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第7条、10条、10条の2、11条の2、13条の2、14条、19条、30条、31条、44条、55条、59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>①番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(10、11、12、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項)</p> <p>②別表第二の主務省令第9条、10条、10条の2、14、27、38、38条の2、55条の2、55条の3</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(8、11、12、15、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項)</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第7条、10条、10条の2、11条の2、13条の2、14条、19条、30条、31条、44条、55条、59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(10、11、12、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項)</p> <p>②別表第二の主務省令第9条、10条、10条の2、14、27、38、38条の2、55条の2、55条の3</p>	事後	
令和3年9月7日	II-1	令和2年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月7日	II-2	令和2年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和7年12月3日	I-4-②	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(8、11、12、15、19、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項)</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第7条、10条、10条の2、11条の2、13条の2、14条、19条、30条、31条、44条、55条、59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(10、11、12、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項)</p> <p>②別表第二の主務省令第9条、10条、10条の2、14、27、38、38条の2、55条の2、55条の3</p>	<p>1.情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・主務省令第2条の表第20、48、49、53、76、77、80、81、113、141、155の項</li> </ul> <p>2.情報照会の根拠</p> <p>なし</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月3日	II-1	令和3年9月1日	令和7年9月1日	事後	
令和7年12月3日	II-2	令和3年9月1日	令和7年9月1日	事後	
令和7年12月3日	IV-8	-	<p>(当該対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住記ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報に記載がある申請書等の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	事後	
令和7年12月3日	IV-11	-	<p>(最も優先度が高いと考えられる対策) 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>(当該対策は十分か) 十分である</p> <p>(判断の根拠) 申請者からの申請に基づき、同意のうえで特定個人情報を入手しているため、目的外の入手が行われることはない。そのうえで、申請書の記入を求める際には、事務に必要なない情報を入手することがないよう、手続きに必要な項目のみを記入するよう徹底している。また入手した特定個人情報については、職員による再確認を経たうえで身体障害者手帳の交付元へ進達することとしている。以上の対策を講じることにより、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	